

結婚新生活応援補助金 Q & A

《対象の世帯について》

1	Q. 所得とはいったい何を指しますか？
	A. 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦の合計額になります。給与所得者の場合は、収入金額から給与所得控除額を除いた額となります。自営業者の場合は、売上金額から必要経費を除いた額となります。
2	Q. 所得は、どの時点の所得証明書で確認しますか？
	A. 申請の時点で発行されている最も新しい所得証明書です。
3	Q. 貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？
	A. 所得証明書の期間と同じ期間です。
4	Q. 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか？
	A. 奨学金の返還証明書により確認します。証明書の提出が困難な場合は、通帳のコピー等により返済額が分かるものを提出してください。
5	Q. 海外に住んでいたなどの理由で所得証明書が取れない場合は、どうすればいいですか？
	A. 収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得額を推計します。また、収入がなかった場合は、無収入である旨の申告書を提出してください。
6	Q. 夫婦のうち一人が単身赴任のため別居していますが、対象になりますか？
	A. 要件を満たしていないため対象外となります。
7	Q. 再婚は対象になりますか？
	A. 夫婦の双方が過去に補助金を受給していなければ対象となります。ただし、同一夫婦が離婚・再婚し、その離婚日が再婚姻日から過去1年以内の場合は、対象外となります。
8	Q. 事実婚は対象になりますか？
	A. 要件を満たしていないため対象外となります。
9	Q. 夫婦の一方が外国人ですが、対象になりますか？
	A. 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。 外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻していることが確認できれば、対象となります。
10	Q. 夫婦の双方が外国人である場合は、対象になりますか？
	A. 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

《対象となる費用について》

11	Q. 婚姻を機とした同居のため、婚姻前の住宅購入やリフォームの費用は対象になりますか？
	A. 住宅購入やリフォームの契約日が婚姻日から過去1年以内であれば対象となります。ただし、対象となる費用は、申請する年度に支払った費用に限ります。
12	Q. 夫婦の親族が同居する場合は、対象になりますか？

	A. 対象となります。ただし、対象住宅の契約者が夫婦のいずれかであり、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限りです。
13	Q. 住宅取得について対象となる費用は、どのようなものですか？
	A. 婚姻に伴う住宅（建物）の購入費のみが対象となります。土地の購入代や住宅ローンの手数料は対象外となります。
14	Q. 住宅賃借について対象となる費用は、どのようなものですか？
	A. 婚姻に伴う住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象になります。鍵交換や清掃費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代などは対象外となります。
15	Q. 住宅のリフォームについて対象となる費用は、どのようなものですか？
	A. 婚姻に伴う住宅（建物）の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備工事等の工事費用が対象となります。ただし、以下の費用は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫、カーポート、物置等の設置に係る工事費用 ・ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 ・ 家具・家電等の購入・設置に係る費用 ・ 電話、インターネット等の配線工事費用 ・ D I Y の材料費 ・ 敷地の造成費用
16	Q. 引越費用について対象となる費用は、どのようなものですか？
	A. 引越業者や運送業者に支払った費用が対象となります。自ら運送する・友人に手伝ってもらった際のレンタカー代や燃料代などは対象外となります。
17	Q. 新たに購入した家具などを新居に配送してもらう費用は、対象になりますか？
	A. 対象外となります。

《交付申請について》

18	Q. いつまでに申請すればいいですか？
	A. 年度内に支払った費用を <u>まとめて</u> 期限日までに申請してください。なお、申請できるのは年度ごとに1回のみとなります。
19	Q. 申請額が補助上限額に達していない場合は、どうすればいいですか？
	A. 翌年度に対象費用の支払いが発生した場合は、1回のみ申請することができます。（継続申請）
20	Q. 夫婦の年齢が29歳以下から翌年度30歳になる場合の補助上限額はいくらになりますか？
	A. 初回申請と同額で、60万円となります。